

久慈市公共下水道事業経営戦略

平成29年2月

久慈市建設部下水道課

久慈市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岩手県久慈市

事 業 名 : 久慈市公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(供用開始後:24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用(平成31年4月法適用予定)
処理区域内人口密度	59.51人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1区域		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	従量制 基本料金 10m ³ まで1,512円 超過料金 10m ³ を超え 20m ³ まで:1m ³ 当り118円 20m ³ を超え 30m ³ まで:1m ³ 当り129円 30m ³ を超え 50m ³ まで:1m ³ 当り140円 50m ³ を超え 100m ³ まで:1m ³ 当り162円 100m ³ を超え 500m ³ まで:1m ³ 当り172円 500m ³ を超え1,000m ³ まで:1m ³ 当り183円 1,000m ³ を超える分:1m ³ 当り194円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場汚水】 基本料金 1,512円 超過料金 10m ³ を超える分 1m ³ 当り 75円 【臨時汚水】 1m ³ 当り 194円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,620 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,103 円
	平成26年度	2,690 円		平成26年度	3,204 円
	平成27年度	2,690 円		平成27年度	3,270 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課の職員数は平成28年度3月現在11にんで、業務は公共下水道事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業を兼務している。職員給与の予算措置については、一般会計に2人分、公共下水道事業特別会計に8人分、漁業集落排水事業特別会計に1人分計上している。
事業運営組織	管理普及係と整備係の2つの係を設置している。 また、汚水処理施設管理業務の効率化を図るため、従前より漁業集落排水維持管理業務を下水道課で行っていたが、平成27年度から漁業集落排水整備事業に関する事務についても下水道課に分掌替えしている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、下水道汚泥運搬及び処理業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保守管理業務を民間業者に委託し、民間の技術力を活かした施設の適正管理に努めている。
	イ 指定管理者制度	現在、処理場の維持管理業務について民間委託を行っており、指定管理制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	下水道の未普及地域を迅速に整備するため、コスト縮減及び工期短縮を図ることを目的に、DB方式による設計、施工一括発注方式での整備を検討している。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙経営比較分析表のとおり

経営比較分析表

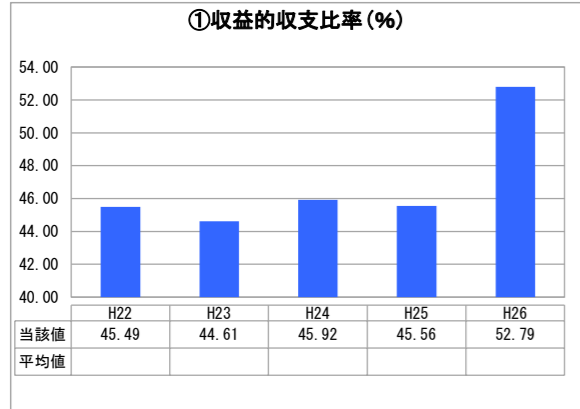
岩手県 久慈市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	36.84	97.55	2,690

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,103	623.50	59.51
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
13,577	4.83	2,810.97

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



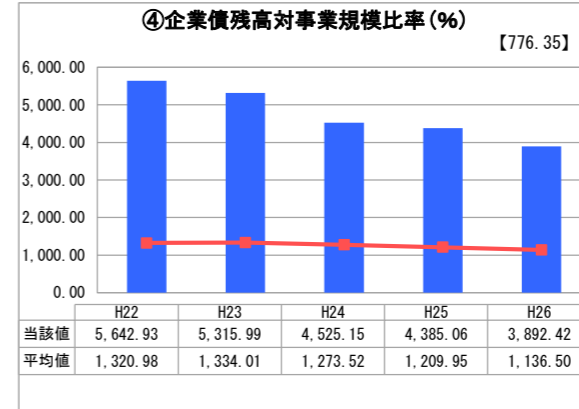
「単年度の収支」



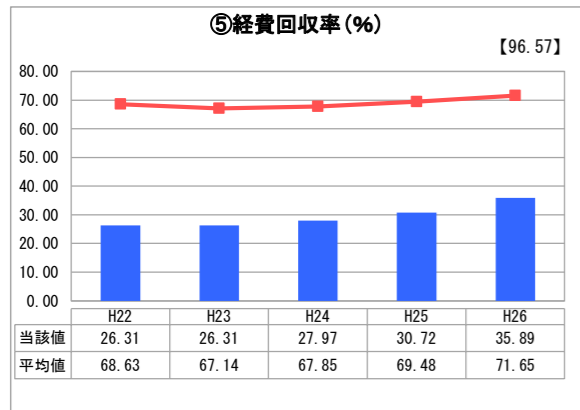
「累積欠損」



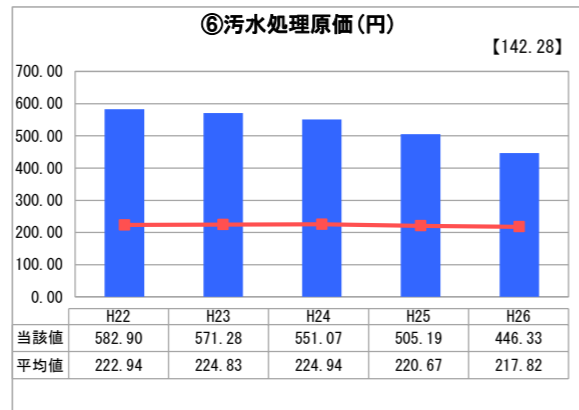
「支払能力」



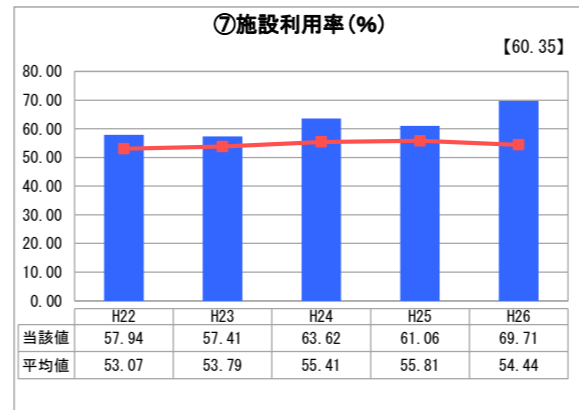
「債務残高」



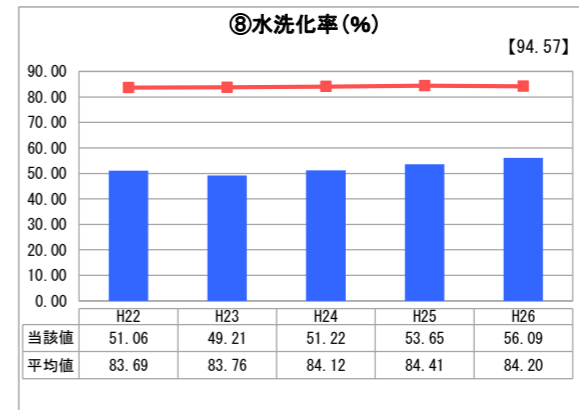
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

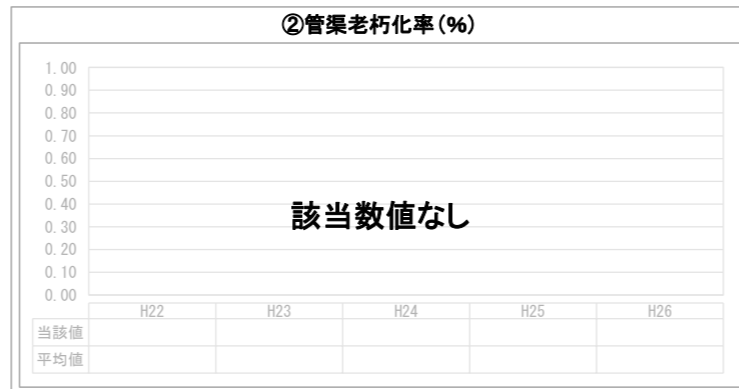


「使用料対象の捕捉」

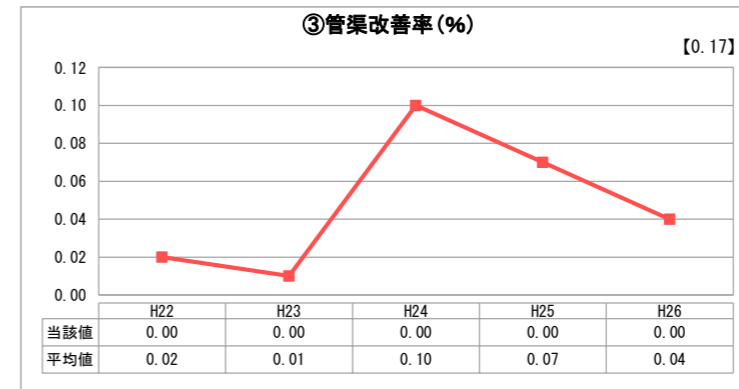
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・本市の公共下水道は、昭和58年1月に事業着手し、平成4年4月に一部地域で供用開始をしている。

・下水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているが、本市の下水道事業の経営状況は、「汚水処理原価が高い」「普及率、水洗化率が低い」との理由から、事業経営を圧迫しており、使用料収入だけでは経営資金を賄うことができず、不足する資金を一般会計から補填してもらわなければならない状況にある。(※平成26年度末現在で、普及率37%程度、水洗化率56%程度となっており、全国平均、岩手県平均と比較して低い状況にあります。)

・現在、下水道の維持管理経費については、使用料の収入で賄えているが、下水道の整備費と、これまで下水道を整備するため借り入れた地方債の償還金については、一般会計からの補填に頼らざるを得ない状況にある。

2. 老朽化の状況について

・下水道の供用開始から古い施設では24年を超え、残る下水道未普及区域の解消に加え、今後は老朽化施設の増加により、施設の新設とともに改築・更新の費用が増大していくことが考えらる。

全体総括

・当市は、下水道整備の途上にあることから今後も区域拡大に伴う下水道の整備費が発生する。また、下水道の整備は建設期間が長期に及ぶことや投資費用が多額であることから、これまでの施設整備に伴い借り入れた地方債の残高が高額となっており、その地方債の償還が市の財政に大きな影響を与える要因となっている。

・使用料収入の増加を図り、一般会計からの補填を少しでも減らしていくため、水洗化率の向上への取組に加え、今後予想される人口減少や節水型社会の広がりに対し使用料収入の確保対策を検討する必要がある。

・市では現在、未普及区域の解消のため低コスト技術を活用した効率的な整備手法の検討や設計・施工の一括発注方式等の新たな発注方式の検討を行っており、未整備区域の早期整備に向けて取組を進めている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

下水道は、汚水の排除による快適で衛生的な生活環境の実現、公共用水域の水質保全及び雨水の排除による浸水防除という機能を果たしており、事業活動や市民生活に欠かせない重要な施設となっている。

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う起債償還金や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、かなり厳しい経営状況となっていることから、地方公営企業法を適用し、事業の透明性を高め、適切かつ計画的な経営を行う。

○高率的な施設管理

下水道未接続者への働きかけを強化するとともに、広報等による周知により水洗化率の向上に努める。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤強化のため、使用料収入を確実に収入するとともに、国費や企業債等の資金を適切に活用する。

○水洗化の促進

収入の確保及び公共用水域の水質保全と環境衛生の向上を図るため、普及啓発に努めるとともに、水洗便所改造資金利子補給制度を活用し水洗化率の向上に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 26,733	1,778	△ 78,307	△ 75,500	△ 50,500	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 20,000
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	9,062	7,329	34,107									
前年度繰上充用金 (M)												
収益的収支に充てた地方債・他会計繰入金 (N)	25,000	25,000	44,200	75,500	50,500	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N) (O)	7,329	34,107										
翌年度へ繰り越すべき財源 (P)	7,329	34,107										
実質収支 (N)-(O)												
赤字 (黒字) (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	149,611	161,344	163,456	165,235	169,365	173,599	177,939	182,387	186,946	191,619	196,409	201,319
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	6,873,000	6,756,316	6,722,271	6,700,587	6,659,428	6,641,682	6,640,635	6,628,850	6,598,614	6,566,416	6,540,608	6,499,455

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
収益的収支分	221,291	242,110	132,080	118,413	128,319	117,230	106,804	96,388	85,703	74,920	61,620	54,870
うち基準内繰入金	221,291	242,110	132,080	118,413	128,319	117,230	106,804	96,388	85,703	74,920	61,620	54,870
うち基準外繰入金												
資本的収支分	342,537	291,568	402,820	390,197	382,822	359,409	339,890	350,628	369,079	371,036	364,651	379,996
うち基準内繰入金	7,022	7,030	8,681	6,432	6,432	4,147	4,147	4,147				
うち基準外繰入金	335,515	284,538	394,139	383,765	376,390	355,262	335,743	346,481	369,079	371,036	364,651	379,996
合 計	563,828	533,678	534,900	508,610	511,141	476,639	446,694	447,016	454,782	445,956	426,271	434,866

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当市の公共下水道中期計画に基づき、現認可区域の隣接地で人口密度が高く、整備効果が大きい地区への拡大と浄化センターの現有処理能力を最大限活用した投資効果を発揮しうる地区の見極めを行い下水道整備を進める予定である。
 なお、平成31年度までの概ね3年間については、コスト縮減及び工期短縮を図ることを目的に、DB方式による設計、施工一括発注方式での整備を検討している。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料等の営業収益では、これまでの建設投資に伴う多額の起債償還金を賄っておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にある。人口減少等により今後の使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、未接続世帯の水洗化を促進するとともに、使用料の確実な収入を行い、一般会計繰入金金の抑制に努める。
 また、平成31年4月に公営企業会計への移行を予定しており、法適化後に下水道使用料体系の見直しを検討する必要がある。
 本事業における主な財源は、使用料収入、国庫補助金、下水道事業債、一般会計繰入金である。

- ・使用料収入
 当市の下水道事業は、整備途上であり、整備の進捗に伴い使用料収入が伸びることを想定しているが、収入を確保するため、水洗化率の向上に努める。
- ・国庫補助金、下水道事業債
 今後10年間で目途に概成を目指し、投資効果の高い地区を見極めた整備を進める方針である。
- ・一般会計繰入金
 汚水処理施設の維持管理経費については、使用料収入で賄える状況である。しかし、これまでの投資に伴う起債の償還金については、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況である。今後は、起債償還金が徐々に減少していく見込であること、使用料収入の確保に努めることにより一般会計繰入金金の縮減に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

下水道接続戸数の増加に伴い、処理水量も増えていることから、次の費用については増額算定している

- ・職員給与費
- ・動力費(電気料等)
- ・委託費(施設管理委託費)

○修繕費に関する項目
 供用開始から約24年が経過し、修繕、更新を要する箇所が増えていることから、施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改築、更新を進めることとしている。

○修繕費に関する事項
 供用開始から24年が経過し、修繕を要する箇所が増えてきていることから、下水道施設の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水管渠について、投資効果を発揮できる地区を見極め、整備を進めることとし、下水道区域外においては浄化槽の整備を促進し、市全体の水洗化率の向上を図る。
投資の平準化に関する事項	地方債償還金の返済が多額となっており、その大半を一般会計からの繰入に頼っている状況にあることから、資本費平準化を適切に活用する。投資の平準化を図るため、資本費平準化債を活用する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未普及地区を迅速に整備するため、発注方式の見直しや民間活力の活用、安価で機動的な新技術の導入とうにより、コスト縮減及び工期短縮を行い、事業の促進を図る。当市では設計施工一括発注方式での整備を行うDB方式の導入を検討している。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年度から企業会計に移行する予定である。企業会計移行後は、財務諸表により経営状況が明確になることから、減価償却費や一般会計繰入金金の考え方を整理し適正な費用負担について検討する。
資産活用による収入増加の取組について	下水道減債基金について、補助金の活用、運用を適切に実施し、基金残高の増加に努める。
その他の取組	建設改良及び施設の更新等の財源について、国庫補助事業の活用、企業債の借入など適切な財源確保を図る。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>処理場施設の管理業務については、民間企業に委託しているが、機械設備等の更新、修繕等に係る契約事務については、市職員で対応している。 今後は、施設管理業務に加え、設備の修繕業務等を含めた委託について検討を行う。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>本市の給与制度による。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>電力の小売りが全面自由化されたことに伴い、動力費の削減を図るため、料金メニューを比較検討を行う。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>事業開始から24年が経過しており、修繕費が増大していくことが見込まれる。現在、長寿命化計画を策定し、計画的な機械設備の修繕、更新に取り組んでいる。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>委託業務内容、委託期間について検討し、経費の削減及び効率化に努める。 汚水処理施設の維持管理業務について、委託費の削減を図るため、長期継続契約の導入を検討する。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度進捗管理を行い、概ね5年ごとに見直しを行う。 また、平成31年度から地方公営企業法を適用する予定であることから、次回の更新は法適用後の会計に基づいた経営戦略を策定することとする。 平成31年4月に企業会計へ移行する予定であり、企業会計移行に改めて経営戦略を策定し、概ね5年を目途に見直しを行う。 なお、移行までの間についても、毎年度、進捗管理を行う。</p>
----------------------------	--